

# 伊 勢 市 公 報

第 323 号  
平成 31 年 4 月 22 日  
月 曜 日

## 目 次

	頁
<b>告 示</b>	
○ 認可地縁団体の告示事項の変更について	2
○ 認可地縁団体の告示事項の変更について	3
○ 認可地縁団体の告示事項の変更について	4
○ 認可地縁団体の告示事項の変更について	5
○ 道路の供用開始について	6
○ 地縁団体の認可について	7
○ 認可地縁団体の告示事項の変更について	9
○ 道路の供用開始について	10
<b>教育委員会告示</b>	
○ 教育委員会会議の招集について	11
<b>選挙管理委員会告示</b>	
○ 三重県知事選挙関係	
・ 投票管理者及び職務代理者の変更について	12
<b>農業委員会告示</b>	
○ 農業委員会総会の招集について	13
<b>上下水道事業告示</b>	
○ 伊勢市下水道排水設備指定工事店の指定期間の満了について	14
○ 伊勢市指定給水装置工事事業者の事業の廃止について	15

伊勢市告示第 35 号

地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 260 条の 2 第 11 項の規定により、  
王中島区から次のとおり変更の届出があったので、同条第 10 項の規定によ  
り告示します。

平成 31 年 4 月 10 日

伊勢市長 鈴木 健 一

代表者の氏名及び住所

変更前 世古口 孝

伊勢市御薊町王中島 854 番地

変更後 世古口 博 昭

伊勢市御薊町王中島 325 番地

伊勢市告示第 36 号

地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 260 条の 2 第 11 項の規定により、  
一色町自治会から次のとおり変更の届出があったので、同条第 10 項の規定  
により告示します。

平成 31 年 4 月 10 日

伊勢市長 鈴木 健 一

代表者の氏名及び住所

変更前 河 原 武 弘

伊勢市一色町 1390 番地

変更後 菊 川 喜 保

伊勢市一色町 1606 番地 2

伊勢市告示第 37 号

地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 260 条の 2 第 11 項の規定により、磯町自治会から次のとおり変更の届出があったので、同条第 10 項の規定により告示します。

平成 31 年 4 月 10 日

伊勢市長 鈴木 健 一

代表者の氏名及び住所

変更前 奥 山 茂

伊勢市磯町 914 番地

変更後 奥 山 陽 一

伊勢市磯町 597 番地

伊勢市告示第 38 号

地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 260 条の 2 第 11 項の規定により、  
上長屋区から次のとおり変更の届出があったので、同条第 10 項の規定によ  
り告示します。

平成 31 年 4 月 10 日

伊勢市長 鈴木 健 一

代表者の氏名及び住所

変更前 前 村 孝 幸

伊勢市御菌町長屋 1385 番地

変更後 佐 波 良 紀

伊勢市御菌町長屋 2951 番地

伊勢市告示第 39 号

道路の供用開始について

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 18 条第 2 項の規定により、次のように道路の供用を開始します。

その関係図面は、伊勢市都市整備部維持課において告示の日から 2 週間一般の縦覧に供します。

平成 31 年 4 月 12 日

伊勢市長 鈴木 健 一

路 線 名	供 用 開 始 の 区 間	供 用 開 始 の 期 日
植山 29-21 号線	植山町字北ノ沢 194 番 53 地先から 植山町字北ノ沢 441 番地先まで	平成 31 年 4 月 12 日
植山 29-22 号線	植山町字北ノ沢 466 番地内から 植山町字北ノ沢 456 番地内まで	平成 31 年 4 月 12 日

## 伊勢市告示第 40 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 260 条の 2 第 1 項の規定に基づく地縁による団体を次のとおり認可しましたので、同条第 10 項の規定により告示します。

平成 31 年 4 月 15 日

伊勢市長 鈴木 健 一

### 1 名称

栗野区自治会

### 2 規約に定める目的

本会は、下記に掲げるような地域的な共同作業を行うことにより、良好な地域社会の維持及び形成に資することを目的とする。

- (1) 広報、回覧板の回付等、区域内の会員相互の親睦、融和。
- (2) 美化、清掃等区域内の環境整備、保健、文化、福祉の増進。
- (3) 公民館等、施設の維持管理、防犯、防火、非常災害時の救護。
- (4) 郷土祭典及び保存、生活環境の改善と区民の財産をまもる。
- (5) 農業、農地に関する環境整備と維持管理等に関すること。
- (6) その他、目的を達成するために必要な事項に関すること。

### 3 区域

伊勢市栗野町 1 番地から 1453 番地まで、2064 番地 2、2070 番地、2090 番地及び 2111 番地

### 4 主たる事務所

伊勢市栗野町 1027 番地

5 代表者の氏名及び住所

中西 正治

伊勢市栗野町 1027 番地

6 裁判所による代表者の職務執行の停止の有無並びに職務代行者の選任の有無

なし

7 代理人の有無

なし

8 規約に定める解散の事由

(1) 地方自治法第 260 条の 20

(2) 総会員の 4 分の 3 以上の承認による総会の議決

9 認可年月日

平成 31 年 4 月 10 日

伊勢市告示第 41 号

地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 260 条の 2 第 11 項の規定により、東豊浜町西条自治会から次のとおり変更の届出があったので、同条第 10 項の規定により告示します。

平成 31 年 4 月 15 日

伊勢市長 鈴木 健 一

代表者の氏名及び住所

変更前 南 端 良 章

伊勢市東豊浜町 172 番地

変更後 中 村 悟

伊勢市東豊浜町 1378 番地

伊勢市告示第 42 号

道路の供用開始について

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 18 条第 2 項の規定により、次のように道路の供用を開始します。

その関係図面は、伊勢市都市整備部維持課において告示の日から 2 週間一般の縦覧に供します。

平成 31 年 4 月 15 日

伊勢市長 鈴木 健 一

路 線 名	供 用 開 始 の 区 間	供 用 開 始 の 期 日
辻久留 3 丁目 1 号線	辻久留 2 丁目 366 番 2 地先から 辻久留 2 丁目 296 番 11 地先まで	平成 31 年 4 月 15 日

伊勢市教育委員会告示第9号

伊勢市教育委員会会議を次のとおり招集します。

平成31年4月12日

伊勢市教育委員会  
教育長 北 村 陽

記

- 1 日 時 平成31年4月19日（金）午後7時00分
- 2 場 所 伊勢市教育委員会（小俣総合支所）2階 第1・2会議室
- 3 会議に付する事件  
議案第18号 学校運営協議会委員の任命について

伊勢市選挙管理委員会告示第 25 号

平成 31 年 3 月 21 日伊勢市選管告示第 16 号で告示した事項中、下記のとおり投票  
管理者及び同職務代理者を変更します。

平成 31 年 4 月 1 日

伊勢市選挙管理委員会

委員長 竜 田 節 夫

記

北浜第 2 投票区投票管理者

	住 所	氏 名
変更前	省略	藤原 孝彦
変更後	省略	富岡 由紀

小俣第 5 投票区投票管理者

	住 所	氏 名
変更前	省略	中川 孝司
変更後	省略	天満 徹

御菌第 2 投票区投票管理者

	住 所	氏 名
変更前	省略	岩村 敏彦
変更後	省略	中村 洋

御菌第 2 投票区職務代理者

	住 所	氏 名
変更前	省略	中村 洋
変更後	省略	北村 貴裕

伊勢市農業委員会告示第4号

伊勢市農業委員会第160回総会を次のとおり招集します。

平成31年4月8日

伊勢市農業委員会

会長 早川 繁一

- 1 招集の日時 平成31年4月12日（金）午後1時30分
- 2 招集の場所 伊勢市役所 御園総合支所 講堂
- 3 付議すべき事項
  - 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について
  - 議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請について
  - 議案第3号 農地法第5条の規定による許可後の事業計画変更申請について
  - 議案第4号 農地法第5条の規定による許可申請について
  - 議案第5号 非農地証明願について
  - 議案第6号 伊勢市農用地利用集積計画について(農林水産課提案)

## 伊勢市上下水道事業告示第5号

次の工事店は、指定の有効期間満了に際し、伊勢市下水道排水設備指定工事店規程（平成17年伊勢市上下水道事業管理規程第2号）第8条第1項の規定による指定の更新がなされなかったため、同規程第13条第1項の規定により告示します。

平成31年4月4日

伊勢市長 鈴木 健 一

指定 番号	工事店名	所在地	有効期間 満了年月日
138	大栄建設 有限 会社	伊勢市小俣町本町 283 番地 1	平成 31 年 3 月 31 日
188	有限会社 世古 林業	度会郡度会町麻加江 782 番地 1	平成 31 年 3 月 31 日
226	西岡左官	伊勢市小俣町本町 315 番地	平成 31 年 3 月 31 日
245	山中デンキ	伊勢市小俣町本町 20 番地	平成 31 年 3 月 31 日
310	有限会社 大阪 屋水道	松阪市東黒部町 1678 番地 1	平成 31 年 3 月 31 日
390	甲陽商事 株式 会社	多気郡多気町土羽 1117 番地	平成 31 年 3 月 31 日
391	渥美水道	伊勢市前山町 261 番地	平成 31 年 3 月 31 日

伊勢市上下水道事業告示第6号

伊勢市指定給水装置工事事業者規程(平成17年伊勢市上下水道事業管理規程第17号)第7条の規定により伊勢市指定給水装置工事事業者から給水装置工事業の廃止の届出があったので、次のとおり告示します。

平成31年4月9日

伊勢市長 鈴木 健 一

指定 番号	事業者名	所在地	廃止年月日
310	東海水道	志摩市阿児町甲賀3451 番地	平成31年3月31日